

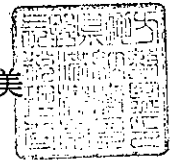


長野県地方税滞納整理機構 監査委員告示第1号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

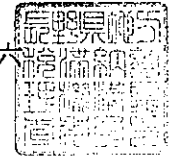
令和5年11月30日

長野県地方税滞納整理機構監査委員 横尾 浩 美



同

有坂 辰 六



長野県地方税滞納整理機構 定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

2 監査実施日

令和5年11月28日

3 監査の対象

令和5年4月1日から9月30日までに執行された令和5年度の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に関係資料の提出を求め、事務局において関係諸帳簿の照合等を行うとともに、当日関係職員からの説明聴取を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて調査を実施した。

5 監査の結果

予算の執行、収入支出事務及び現金出納事務の執行について、適正に処理されているものと認められた。

なお、構成団体における徴収率の向上と未収金の減少に伴い、構成団体から機構への引受額は年々減少しており、令和5年度は平成24年度の35.1%となっている。

このような状況下で、機構の滞納処分及びこれに関する事務局の体制は、機構発足当初のままである。

今後、令和8年度から令和12年度を計画期間とする第四次広域計画の策定にあたっては、引受額の減少に伴う歳入減も見据え、構成団体負担金、事務局職員体制の在り方及び行政DX化の推進による事務の効率化について、構成団体と十分検討、協議するよう要望する。